　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０障福第１３６１７号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２０年６月４日

　関係指定障害福祉サービス事業者　代表者　殿

　 　　　　　　　　　　　　香川県健康福祉部障害福祉課長

障害者ケアホーム等における防火安全体制の徹底について

　去る６月２日未明、神奈川県綾瀬市の障害者ケアホーム等における火災の発生により、３名の方が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

　指定生活介護事業者、指定共同生活介護事業者等の指定障害福祉サービス事業者については、障害者自立支援法第43条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準」という。）において、消火設備その他の必要な設備の設置や非常災害時の通報及び連絡体制の整備、また、定期的な避難等の訓練を行わなければならないことが定めらています。

　これらの事業所等において火災が発生した場合には甚大な被害につながるおそれがあるため、基準を遵守するとともに、防火安全体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保する等、防火安全対策に万全を期されるようお願いします。

　なお、別添写しのとおり、平成２０年６月３日付けで厚生労働省から「障害者ケアホーム等における防火安全体制の徹底について」通知があり、併せて消防法施行令の一部改正についても周知があったのでお知らせします。

※（添付書類）

１　平成２０年６月３日付け「障害者ケアホーム等における防火安全体制の徹底について」厚生労働省関係課長通知

２　総務省消防庁パンフレット（消防法令の一部改正について）